

保護増殖事業計画一覧 (37種)

平成18年5月現在
告示年月日

	種名	策定省庁	告示年月日
(哺乳類)	ツシマヤマネコ	環境庁、農林水産省	平成7年7月17日
	イリオモテヤマネコ	環境庁、農林水産省	平成7年7月17日
	アマミノクロウサギ	文部科学省、農林水産省、環境省	平成16年11月19日
(鳥類)	アホウドリ	環境庁	平成5年11月26日
	トキ	環境庁	当初 平成5年11月26日
		農林水産省、国土交通省、環境省	変更 平成16年1月29日
	タンチョウ	環境庁、農林水産省、建設省	平成5年11月26日
	シマフクロウ	環境庁、農林水産省	平成5年11月26日
	イヌワシ	環境庁、農林水産省	平成8年6月18日
	ノグチゲラ	環境庁、農林水産省	平成10年7月28日
	オオトラツグミ	環境庁、農林水産省	平成11年8月31日
	アマミヤマシギ	環境庁、農林水産省	平成11年8月31日
	ウミガラス	環境省	平成13年11月30日
	エトピリカ	環境省	平成13年11月30日
	ヤンバルクイナ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	平成16年11月19日
	オジロワシ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	平成17年12月1日
	オオワシ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	平成17年12月1日
(両生類)	アベサンショウウオ	環境庁、建設省	平成8年6月18日
(魚類)	ミヤコタナゴ	環境庁、文部省、農林水産省、建設省	平成7年7月17日
	イタセンパラ	環境庁、文部省、農林水産省、建設省	平成8年6月18日
	スイゲンゼニタナゴ	農林水産省、国土交通省、環境省	平成16年7月29日
	アユモドキ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	平成16年11月19日
(昆虫類)	ベッコウトンボ	環境庁、文部省、農林水産省	平成8年6月18日
	ゴイシツバメシジミ	環境庁、文部省、農林水産省	平成9年4月3日
	ヤンバルテナゴコガネ	環境庁、文部省、農林水産省	平成9年4月3日
	ヤシャゲンゴロウ	環境庁、農林水産省	平成17年12月16日
(植物)	キタダケソウ	環境庁	平成7年7月17日
	レブンアツモリソウ	環境庁、農林水産省	平成8年6月18日
	ハナシノブ	環境庁	平成8年6月18日
	チョウセンキバナアツモリソ	農林水産省、環境省	平成16年7月29日
	ムニンツツジ	農林水産省、環境省	平成16年11月19日
	ムニンノボタン	農林水産省、環境省	平成16年11月19日
	アサヒエビネ	農林水産省、環境省	平成16年11月19日
	ホシツルラン	農林水産省、環境省	平成16年11月19日
	シマホザキラン	農林水産省、環境省	平成16年11月19日
	タイヨウフウトウカズラ	農林水産省、環境省	平成16年11月19日
	コバトベラ	農林水産省、環境省	平成16年11月19日
ウラジロコムラサキ	農林水産省、環境省	平成16年11月19日	

・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 抄

(保護増殖事業計画)

第四十五条 環境大臣及び保護増殖事業を行おうとする国の行政機関の長(第三項において「環境大臣等」という。)は、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、中央環境審議会の意見を聴いて保護増殖事業計画を定めるものとする。

- 2 前項の保護増殖事業計画は、保護増殖事業の対象とすべき国内希少野生動植物種ごとに、保護増殖事業の目標、保護増殖事業が行われるべき区域及び保護増殖事業の内容その他保護増殖事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるものとする。
- 3 環境大臣等は、第一項の保護増殖事業計画を定めたときは、その概要を官報で公示し、かつ、その保護増殖事業計画を一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 第一項及び前項の規定は、第一項の保護増殖事業計画の変更について準用する。